⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。ただし、両工種の有資格者である場合は（甲）(乙）どちらでもよい。又は共同企業体協定書(乙）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　施工技術競争型総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。)の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

ＶＥ提案により施工しようとする場合は、ＶＥ提案資料（ＶＥ提案に付随する資料及びその提案に基づく施工計画書をいう。以下同じ。)を提出すること。ＶＥ提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案に基づく施工計画書を併せて提出すること。標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画書を提出すること。

⑵　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（ＶＥ提案及び施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書（ＶＥ提案を提出する場合には、ＶＥ提案で施工する場合の入札書と標準案で施工する場合の入札書の両方）を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または１ページあたりの行数が42行を超えている場合は評価指標の「可」と評価する。また、２）施工計画のうち、評価項目①～⑤に関する提案は、それぞれ最大３提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は評価指標の「可」と評価する。

１）ＶＥ提案

①　工程計画の改善に資する工事目的物の改善提案　ＶＥ提案を求める範囲は橋梁上部工及び下部工とする。それ以外の提案は認めないものとする。ＶＥ提案で求める性能等の根拠書類を求め、採否の判定。

②　積雪寒冷地及び高所で使用するコンクリートの品質の確保に資する工事目的物の改善提案　ＶＥ提案を求める範囲は、橋梁上部工及び下部工とする。それ以外の提案は認めないものとする。ＶＥ提案で求める性能等の根拠書類を求め、採否の判定。

③　安全管理の改善に資する工事目的物の改善提案　ＶＥ提案を求める範囲は、橋梁上部工及び下部工とする。それ以外の提案は認めないものとする。ＶＥ提案で求める性能等の根拠書類を求め、採否の判定。

２）施工計画

管理体制・手法

①　「品質管理」､「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組み（評価項目②～⑤に関する提案は除く）　下記の評価指標をもとに、提案された内容について､提案者の優劣を相対的に評価。

品質管理

②　積雪寒冷地、及び高所で使用するコンクリートの更なる品質向上　下記の評価指標をもとに、提案された内容について､提案者の優劣を相対的に評価。

安全管理

③　上部工及び橋脚の高所作業における更なる安全対策　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価。

環境対策

④　河川（鷲見川）に対する工事現場からの更なる土砂流出防止及び水質汚濁防止対策　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価。

工程計画

⑤　積雪寒冷期間を考慮した高橋脚（Ｐ２）及び上部工の張出し架設の工事期間の短縮日数。ただし、冬期休止期間施工による工程短縮の提案は含まないものとする。下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価。

３）ＶＥ提案が採用された場合の技術提案にあっては、工事目的物の変更を伴う提案、プレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案も可能とするが、ＶＥ提案が無い場合およびＶＥ提案が不採用の場合の技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ､非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　良に比べ、やや劣るもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。
不可　一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。
※一般的事項とは、設計図書､共通仕様書、施工管理要領等の記載事項をいう。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可／不適格を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

管理体制・手法

①　「品質管理」､「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組み(評価項目②～⑤に関する提案は除く）

ＶＥ提案無し

・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点・不適格

ＶＥ提案有り

・技術評価点（12点）優12点・良上９点・良６点・良下３点・可０点・不適格

品質管理

②　積雪寒冷地、及び高所で使用するコンクリートの更なる品質向上

ＶＥ提案無し

・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不適格

ＶＥ提案有り

・技術評価点（36点）優36点・良上27点・良18点・良下９点・可０点・不適格